

議発第2号

掛川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和5年3月6日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	安田彰	橋本勝弘
石川紀子	鷺山記世	高橋篤仁
大井正	山田浩司	藤原正光
富田まゆみ	勝川志保子	松浦昌巳
嶺岡慎悟	藤澤恭子	鈴木久裕
寺田幸弘	山本裕三	窪野愛子
山本行男	草賀章吉	二村禮一

掛川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年掛川市条例第209号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 (略)	1 (略)
(経過措置)	(経過措置)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>(平成22年度以後に支給する政務調査費に関する経過措置)</u>	
<u>5 平成22年度以後に支給する政務調査費に関する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「3万円」とあるのは、「2万5,000円」とする。</u>	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。